

令和元年度 八千代市青少年問題協議会 会議録

【日 時】 令和元年8月6日(火) 10時00分から12時00分

【場 所】 八千代市福祉センター(4階 第3・4会議室)

【出席者】 八千代市青少年問題協議会委員

(出席委員) 会長 服部友則 他 委員18名 (敬称略)

川村振一郎(八千代警察署長代理), 小林伸夫教育長, 大澤紀子(校長会代理), 保坂 保, 大窪 晋, 金子文一, 阿部 学, 杉山智基, 有馬 淳, 坂東壽子, 小野寺米蔵, 落合啓子, 若松竜二, 横地清美, 片寄 朗, 鶴岡愛子, 若松美香, 八重樫ユキエ

(講演会) 講師 千葉県環境生活部県民生活・文化課 鳥海恭敬主幹

(事務局) 林教育次長, 蕨参事, 青少年班員2名

【公開又は非公開の別】

公開

【傍聴人定員及び傍聴人数】

定員6名, 当日傍聴人1名

【議事等】

1. 青少年ネット被害防止対策について【千葉県環境生活部県民生活・文化課】
2. 令和元年度版 青少年対策の概要について
3. 成年年齢引き下げに伴う成人式対象年齢について

【配布資料】

1. 席次表
2. 八千代市青少年問題協議会委員名簿
3. 八千代市青少年問題協議会 会議次第
4. 令和元年度版 青少年対策の概要
5. 議題3「成人式対象年齢」に対する事前検討資料の配布について
6. 青少年問題協議会における「青少年対策の概要」の事前の質問の回答について
7. 「令和元年度版 青少年対策の概要」正誤表
8. 「インターネットを正しく安全に利用するために」(リーフレット)

〈 議事録 〉

1. 開会

事務局（教育委員会蔵参事）

おはようございます。定刻より少し早いですがお揃いですので、ただいまより、「令和元年度 八千代市青少年問題協議会」を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席くださいますありがとうございます。教育委員会参事の蔵でございます。よろしくお願いいたします。4月の組織改正により、市長部局の生涯学習部が教育委員会へ所管換えとなり、「青少年課」は「教育委員会 生涯学習振興課」の中の「青少年班」となりました。私は、「生涯学習振興課長兼務」となります、今回進行をつとめさせていただきます。本協議会は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」に基づき、公開の会議となっております。なお、会議録を作成するため、会議内容を録音させていただきますのでご了承ください。また、発言の際にはマイクを使用し、必ずお名前を言ってからご発言ください。それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。議事に係る配布資料の確認をさせていただきます。まず、事前に3回に分けて郵送させていただきました、水色の表紙の「令和元年度版 青少年対策の概要」、「会議次第」、「委員名簿」、「成年年齢引き下げに伴う成人式についての検討資料」、「青少年問題協議会における事前質問の回答」でございます。次に本日配付分といたしまして、机上配布をさせていただきました、「席次表」、「概要の正誤表」、リーフレットで「インターネットを正しく安全に利用するために」の全部で計8点となります。配付物が不足されている方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、不足無しとのことですので、次に進めさせていただきます。それでは、八千代市青少年問題協議会条例第3条第2項により、本協議会の会長となります、八千代市長 服部友則よりあいさつを申し上げます。

2. 会長あいさつ

会長

皆さんおはようございます。青少年問題協議会開催にあたりご参集いただきありがとうございます。青少年問題も近年色々と多様化してきておりますが、皆様にはご対応していただいていることに御礼申し上げます。今回は大きな議題が二つございます。ひとつは、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引下げの決定に伴い八千代市の成人式対象年齢をどうするのか、それから、本日の講演の中で、千葉県環境生活部県民生活・文化課の鳥海主幹がお見えになっていまして、「ネットパトロール事業を通じた青少年ネット被害防止対策について」のお話をいただきます。それを参考にさせていただいて、後は皆さんと出来る限りの意見交換ができるようにと思っておりますので、限られた時間ではございますけれども、以上、改めて冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 新任委員紹介

事務局（蔵 教育委員会参事）

それでは、議事に入ります前に、異動等に伴いあらためて委員として委嘱された方のご紹

介をさせていただきます。ご着席のままで、大丈夫です。「関係行政機関の職員」である、八千代警察署長 半沢一浩委員。本日は、代理として生活安全課の川村振一郎課長が出席されております。

八千代警察署 生活安全課 川村振一郎課長

川村でございます。挨拶には経過していますが、今年の3月11日付で茂原警察署生活安全課長より赴任しました。少年関係部門で言うそうですね、生活安全部門が担当させていただきます引き続きご協力をお願い致します。

事務局（蕨 教育委員会参事）

続きまして、「学識経験者」といたしまして、八千代市校長会より島川英昭委員。本日は、代理として阿蘇中学校 大澤紀子校長が出席されております。

阿蘇中学校 大澤紀子 校長

大澤でございます、よろしくお願い致します。

事務局（蕨 教育委員会参事）

八千代市学校警察連絡委員会より保坂 保委員。

学校警察連絡委員会 保坂保委員

よろしくお願い致します。

事務局（蕨 教育委員会参事）

「青少年関係団体の代表者」、市内10地区の青少年健全育成連絡協議会を代表して小野寺米蔵委員。

青少年健全育成連絡協議会 小野寺 米蔵委員

はい。おねがいします。

事務局（蕨 教育委員会参事）

以上でございます。本日欠席の委員は、八千代市青少年相談員連絡協議会、鈴木誠委員でございます。それではこれより議事に入ります。本日の議事進行につきましては、八千代市青少年問題協議会条例第3条第6項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。それでは市長、よろしくお願い致します。

会長

それでは、規定によりまして、本協議会の議長を務めさせていただきます。本日の議事は、「青少年ネット被害防止対策について」、「令和元年度版 青少年対策の概要について」、および「成年年齢引き下げに伴う成人式対象年齢について」の3案件でございます。次第に沿っ

を進めさせていただきますので、皆さまのご協力をお願いいたします。それでは、早速、議事に移らせていただきます。まず、議題の1番「青少年ネット被害防止対策について」でございますが、千葉県環境生活部県民生活・文化課の鳥海主幹からお話をいただくこととなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

4. 議題1 青少年ネット被害防止対策について

千葉県 鳥海主幹 (パワーポイントを使った講義)

皆様改めましておはようございます。ご紹介いただきました県民生活・文化課子ども若者育成支援室の鳥海と申します。本日は40分間という時間をいただいたんですが、もう少し時間ありそうなので、これからパワーポイントを使って、「インターネットを正しく安全に利用するために」ということをご説明させていただきたいと考えております。パワーポイントを使う関係で座って説明させていただきます。まず本日説明させていただく内容としては、ここに書いてある7項目、「インターネットの特徴」「インターネットの利用状況」「SNSによる被害状況」「ネットパトロールとその事例」「SNSトラブル事例」「ネットトラブルに遭わないために」「ネットトラブルに遭ってしまったら」となります。まず、インターネットの特徴としましては、①公開性があること 誰が見ているかわからない、②公共性いろいろな人が利用している。③信憑性すべてが正しいとは限らない、④記録性完全に消すことはできません。⑤侵入の可能性で大切な情報が盗まれてしまうかもしれません、⑥追跡性発信元は特定できる。これらのインターネットの特徴を頭に入れながら次の説明を聴いていただきたいと思います。次に、ネットの利用状況についてですが、こちらについては平成30年度内閣府調査で公表されている数字です。まず、インターネットの利用状況、平成30年度のインターネット利用率、小学生85.6%、中学生95.1%、高校生99.0%、高校生ではほぼ全ての人が利用している結果となっております。平成30年度のスマートフォンの利用率、小学生35.9%、中学生78.0%、高校生99.4%という結果となっております。スマートフォンの利用率につきましては小学生については4割に満たないという状況でございますが、高校生ではほぼ全ての人がスマートフォンを利用しているという状況でございます。次は、利用目的ということで、インターネットを利用する目的の上位3つということで、小学生の1位はゲーム、全体の81.5%、2番目は動画を見る66.1%、3番目コミュニケーションでSNS利用が36.0%となっております。次に中学生は1位が動画を見る80.9%、2位ゲーム74.1%、3位がSNSで68.2%となります。次に高校生の利用目的ということで、上位3つ、高校生になりますとSNSの利用が1位で89.7%、2位が動画を見る87.4%、3位がゲームということでこちらについては、74.6%ということになります。小学生、中学生、高校生いずれもSNS、動画を見るユーチューブなど、ゲームが利用目的の大きな3つということとなりますが、順番は大きく違っているということになります。そして、どれくらいインターネットを使っていますか?ということで、全国平均でございます。平日1日で小学生平均118.2分、中学生平均163.9分、高校生平均217.2分と言う結果となっております。平均利用は平成29年度より増加しているという結果となっております。つぎに、SNS等が起因する犯罪被害ということで、SNSに起因する被害児童数平成21年から平成30年までを折れ線グラフで表したもので

す、平成 30 年については、1,811 件で年々増加しているという傾向にございます。青少年のスマートフォン所有率増加と共に被害状況も増加しているという分析されてございます。つぎに、在種別の被害児童数の推移ということで、オレンジ色の折れ線グラフ、黄色、灰色が右肩上がりです、まず、オレンジ色の折れ線グラフについては、千葉県青少年保護育成条例違反で検挙されたもの、黄色については児童ポルノ、灰色については児童買春という事となっております。その割合についてはこちらの円グラフでとおりです、平成 30 年の在種別の被害児童数の表になり、青少年保護育成条例違反 749、児童ポルノ 545、児童買春 399 という被害児童の結果となっております。次に、学識別の被害児童数の推移ということで、これは SNS を利用しての犯罪被害、多いのはやはり、高校生で 991 人、中学生 624 人でございます。高校生については全体の 55%、中学生については全体の 34%でございます。ほぼ全体を高校生と中学生が占めております。犯罪被害に遭った児童は SNS へのアクセス手段として利用していたものということでの数値を表したものでございます。青色の折れ線グラフについては携帯電話スマートフォンと 9 割が SNS にアクセスしていたというもので、オレンジ色の下の方の折れ線グラフ、これがパソコンでございます。SNS のアクセス手段といたしましては、携帯電話・スマートフォンが多いという結果となっております。次にツイッター・ひま部でございます。平成 29 年と平成 30 年をそれぞれ並べさせていただいておりますが、被害児童数が多いサイトということで被害に遭った児童が多いツイッター 38.3%から 39.6%の増加、ひま部 10.0%から 11.8%の増加となっております。また、千葉県では無料トークアプリで「斉藤さん」という SNS があるのですが、こちらについての被害もあると警察からは話がありました。これまでのお話は、ネットの現状、被害の状況ということで説明させていただきましたが、ここからは、青少年ネット被害防止対策事業ということで、ネットパトロールについてご説明をさせていただきたいと思っております。こちらについては当課、県民生活・文化課の方で平成 23 年から実施している事業でございます。インターネットトラブルから青少年を守るためということで実施しております。ネットパトロールの対象としましては、県立、市町村立、私立のすべての中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校等の生徒の書き込んだ SNS を監視するということになりますが、監視サイトにつきましては、主にツイッター、インスタグラムなどの SNS になります。実施方法につきましては、県の方でネットパトロールとして不適切な動画、書き込み等の、特に問題のある書き込みについては、教育委員会等を通じて学校の方へ削除を含めた指導を依頼するというのがネットパトロールの流れになります。特に問題のある書き込みについては、犯罪被害、トラブルに遭う危険性が高いということでこのような措置をとらせていただいているという所でございます。ネットパトロールにつきまして、平成 30 年度実施結果についてご説明させていただきます。まず、ネットパトロールにつきましては、危険度というのを定めさせていただいております。こちらの表の通り、県ではレベル 1 からレベル 2、レベル 3 と 3 段階に分けて危険度を発表し対応しているところで、レベル 2、レベル 3 については特に問題のある書き込みということで、教育委員会を通じて削除等の指導をしている所でございます。また、レベル 3 については警察等に通報して対処して頂いている所でございます。危険度と件数につきまして、平成 30 年度の実施結果でございます。こちらはレベル 1 が 4,012 人、特に問題のある書き込みとして県で発見したものとしましては、レベル 2 が 304 人、レベル 3 が 1 人

ということで特に問題のある書き込みのレベル2, レベル3 合わせまして 305 人という結果でございました。合計は 4,317 人ということになります。次に特に問題のある書き込み件数の 305 人を先程の危険度の分類別に分けますと、このような表となります。もっとも多いのは、やはり、個人情報の詳細な公開というものでございます。次に他人の個人情報の公開や暴力・問題行動・わいせつ表現等となりますが、この個人情報の詳細な公開につきましては、ツイッター等で自分の個人情報を公開し友達募集をする書き込みが多いということでございます。男女別の比率としましては、男女比ですが若干女子の方が多いということで、女子が 52%, 男子が 48%という結果でございました。また、学年別で示しますと、このようなグラフとなりますが、高校 1 年生, 2 年生が多いということで高校 1 年生が 1,293 人, 高校 2 年生が 1,490 人という結果でございます。高校 3 年生になって減少していくという傾向でございます。つぎに、ネットパトロールの事例ということで、事例をいくつか見ていただきたいと思っております。こちらでは、どこが問題になるのか、犯罪となるのか見ていただきたいと思っております。一つ目は QR コードの公開というものでございます。こちらはライン等, SNS の QR コードをツイッター上に掲載して友達募集をするものでございます。この QR コードにつきましては、誰でもコード読み取ると友達として登録ができるということで、見ず知らずの人から電話やメールが来ることがあるということで、QR コードの公開があれば、問題のある書き込みとして削除等の指導をしております。また、友達の個人情報の公開につきましても、友達の QR コードを掲載するなども多数発見されております。次に他人の写真の無断投稿というもので、「にらんでいる」等の書き込みとともに第三者の写真をついtwitter上に掲載していたというものです。次に、スーパーの店内で、カートの中に乗り込んで撮影したものをツイッターに投稿したものでございます。次に飲食店でピッチャーのまま飲んでる姿、これはお酒ではないのですが、飲食店で不適切な行為として判断し指導させていただきました。次に、自宅内での火遊び、危険行為を撮影してネット上に掲載していたという事で指導しました。また、自転車に 4 人乗りで撮影した姿をネット上に掲載していたので危険行為として指導しました。次に、パーティーしている写真で、「3 人で 7 本空けてバカみたいに high だった」と飲酒・喫煙の疑いとして指導しました。次に、深刻な事例、いじめの疑い等事例と判断し指導いたしました。次に、平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」のなかでの、パソコンや携帯電話でのひぼう中傷がいじめの形態として示されております。こちらは県の平成 29 年度の数値ですが、ネットのいじめが、小学生 340 件, 中学生 533 件, 高校 89 件, また、ネットの被害事例今までのものは県のネットパトロールの方で発見した一部の事例だけを説明させていただいております。今回、一部分だけを示させていただいているので、もっと過激なものの中にはあるというご紹介をします。次にネット被害事例ということで、その一つとしまして「拡散被害」というものがあります。いつの間にか見知らぬ人まで自分の情報を知られている、悪用されることもある。ネット上の特徴として、一度公開されてしまうとたとえ元を消したとしてもネットの中の情報についてはどんどん広がり続け、二度と消すことはできないということが言われております。これが「拡散」ということでございます。最近の事例としてバイトテロ炎上の事例の説明をさせていただきます。こちらは、テレビ等でも報道されたものですが、「くら寿司」でアルバイト店員がやってネット上に投稿されたもので、その後の措置としまして

は、不適切動画として3名の少年を異例の書類送検との報道がなされました。次にバイトテロでなくキャブテロと言った行為で、同じく「回転すし」で回転している寿司のお皿にわさびを盛り付けているところを投稿したものです。中学生2人の映像です。こちらについてはネットで投稿した後、該当している生徒の保護者の情報もさらされるとのことで削除したものです。次に「炎上」につきましては、紛糾しそうな話題が炎上した場合、非難・つるしあげ、まとめサイトにあることないこと書き込まれる、脅迫される恐れもあるということがあります。炎上はなぜ起きるのかですが、ツイッターなどに個人情報掲載した上で、書き込み、法令違反など載せるとそれに反応した人が炎上させるリツートの書き込みをし、炎上していくと言われています。ネットの不適切な稼働の方法、炎上だけでは終わりませんので、損害賠償、高額請求、第三者の映り込みということもあり肖像権の侵害ということで、Aさん・Bさんは良くてCさんは嫌だという写真があった場合、この写真は載せても良いものなのかと載せる前にきちんと考える必要があります。また、投稿が原因でいじめ、誹謗中傷でネットいじめ等に発展する恐れがある。投稿する内容によって、ネットいじめ、肖像権、著作権法違反は賠償責任、恐喝。そういうことを考えて投稿については慎重にということを指導していく必要があります。次に、自画撮り被害について、簡単に触れます。自画撮り被害とは、だまされたり、脅されたりして、自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害です。被害の状況の全国統計ですが、平成28年から平成30年ですが、平成28年480件だったところ、平成30年は541件と年々増加しています。被害児童は増加傾向で被害の7割がスマートフォンを使ってSNS等を利用して行っています。自画撮り被害の学識別では中学生239人、高校生247人がほぼほぼ占めていて、小学生45人となっております。被害児童と加害者との関係で平成30年の数値がまだ警察庁の方で発表されておられないので、平成29年の数値ですが、面識のない人が全体の80%以上です。被害児童が面識のない者と知り合った方法の割合はSNSが90%以上でした。このようなトラブルに遭わないために1つ目は、個人情報の管理を徹底してもらうように中学生等に指導させていただいています、①個人情報を公開しない特にQRコード、②機器、SNS等の設定をきちんとすることでのトラブル回避、③写真の扱いに注意する事です。

次に、なりすまし被害として、自分の写真や名前を使われて、あることないこと書かれてしまう被害がございますが、自分のアカウント、ID、PWが盗まれ、お金や個人情報まで盗まれてしまう、ID等の管理の徹底をしてもらうことです。トラブルに遭わないために2つ目としまして、面識のない人との交流は特に注意し、プロフィールが正しいとは限らない、相手が悪い人かもしれない、実際に犯罪に巻き込まれた例もあると中高生等に危険性を知ってもらい指導もしています。見えない相手だから、本当に知り合いか、確かめる必要がある。トラブルに遭わないために3つ目としては、①使う時間を決める、②投稿するときには簡単に削除ができない、また、その後どうなるかを冷静に判断して投稿するように指導をしております。また、トラブルに遭ってしまったらの場合で一番大事なことは、まずは、第三に相談することが重要です。一人で抱え込むということをしなないというように指導させて頂いております。また、トラブルに遭ってしまったらとして2つ目として、自分が間違った不適当な書き込みをしてしまったら、すぐに削除するようにする、こちらも自分の間違いにすぐ気づくことが大切だと指導しております。トラブルに遭ってしまったら3つ目は

自分に対する悪口や秘密，困った書き込みや写真や動画を見つけたり，知ったりしたときは，記録をとってから，削除を依頼する，通報，報告，大人などに相談する，トラブルに遭ってしまったらの4つ目としては，自分に対する悪口，なりすましなどで誰が書いたのかわからないときは，①記録をとる，②大人に相談をする，③運営会社に削除の依頼をする，④プロバイダですね，⑤場合によっては警察にも連絡する。相談機関については，リーフレットを参照してください，「インターネットを正しく安全に利用するために」として，県の方で作ったリーフレットがあります。こちらの方の中にネットのトラブル事例が書いてあったり，裏面の方にインターネット上のトラブルに対する相談窓口こちらのQRコードから読み取るように掲載しておりますので，相談窓口として活用していただければと思います。またこちらのリーフレットの中でも，「ネットトラブルにあわないために」と掲載してあります。家族の中でルールを決めて適切に利用しましょうということで，フィルタリングサービスは子どもの能力等に応じた，フィルタリングサービスを徹底して頂ければと思います。ネットトラブルにあわないために掲載されています。ネットはルールやマナーを守って正しくインターネットを使いましょう。相談窓口として活用していただければと思います。

本日私の方でご説明させていただいたのは「ネットパトロール」という事で県の方で実施している不適切な書き込みに関しての事例等に基づく説明ということでございます。ネットに関する問題というのはこれ以外にも色々あると思うんです。例えば，「ネット依存」だったり，「ネット課金」だったり，「犯罪被害」だったりと色々です。それぞれの分野で専門性を持っているところが其々異なります。また，ご説明させていただく中では，ネット課金については，「グリーさん」だったり，ゲーム関係担当している所の事業者が独自に講演等を実施しているものもございます。また，犯罪被害等があれば警察の方が非行防止教室などを含めまして実施しているというものもございます。あと，ネット依存等についても，県は健康福祉部が担当しており，こちらについても今後の課題として県で取り組んでいるところでございます。それぞれの地域での問題点を抽出していただいてそれに沿ったネットの講演等を実施していく必要があると考えております。貴重なお時間をいただきまして私の方からは不適切な書き込みということをテーマに進めさせていただきました。本日はご静聴ありがとうございました。

(拍手)

会長

鳥海さんありがとうございました。今のお話を聞きましてご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

金子委員

PTA会長の金子でございます。貴重なご説明ありがとうございました。冒頭でネット，スマホの利用目的ということで，主に3つのゲーム，動画，コミュニケーション・SNSと3つの要素を挙げておられましたが，その他にもネットの利用というのは昨今，プログラミング教育などに挙げられるように学習目的であったり，調べもの目的といったものもあるのではないかと，少しポジティブに解釈しているのですが，そういった利用についてのご指導と

いったものも県民生活・文化課の方で行っておられるのでしょうか。

鳥海主幹

うちの課の方ででしょうか。すみません、やっておりません。阿部先生の方が。

金子委員

ネットの様々な利用法を、当然リスクを考えた危険のあるところ等のやらないかということと、また積極的にどう活用するのかといったところの両面あるかと思いますが、そういった時の別なご相談窓口や、またそういった対策・指導というのはなされていないというのが現状でしょうか。主に今日はリスクという事で動画・ゲーム・コミュニケーションが中心のお話しでしたが、学習目的ですか、例えば、動画を勉強に使うとか、調べもの学習で使うと言った、色々方法の概念があるかなと思います。

阿部委員

敬愛大学の阿部と申します。情報モラルを専門のひとつとしております。動画を学習面で使うという所ですけど、高校生くらいだとスタディサプリというようなアプリで学習しているのはかなり広まっているんじゃないかと思います。勝手に契約して、もうお任せという状態というふうになっているのではないかと思います。

大窪委員

八千代西高校の大窪と申します。教科情報で「数学」や「英語」と同じように、「情報」と言う教科がございます。その中で「情報リテラシー」という項目があって、調べものをしたときにそれが真実かどうかを複数の資料で確認するんだよとか、金子委員がおっしゃったような両面があるけれども著作権の問題もあるんだよとか、教科の中で必須になっています。それで完全にカバーできるかどうかはわからないんですが、そういうものがございません。

鳥海主幹

こちらはネットパトロール事業は行っているのですが、そこから離れた教育とかは行っていません。本日の説明はネットパトロールに特化させていただいております。犯罪被害については、私、今は県庁に勤務しているのですが、去年、警察からの出向になりましてそんなこともあって、今回少し犯罪被害についても差し入れてお話しさせていただきました。申し訳ありません、教育については敬愛大学阿部先生がいらっしゃいましたのでお願いしてしまいました。

保坂委員

同じく中学校では、情報リテラシーは教科の中では「技術・家庭科」という、その中で扱っている分野になります。

会長

他にありませんか。

阿部委員

たびたびすみません。共通理解のために私の考えていること、皆様への質問についての1点お話しさせて下さい。ゲーム、動画、SNSがトップ3ということだったんですけども、私の認識ですと、もうそれぞれ個別にあると言う認識ではなくて、すべてSNSみたい付いてるというふうに認識した方がいいかなと思っています。ゲームをしていても、最近ですとオンラインで集まって知らない人と同時に、ひとつのゲームに入ってチャットしたり、音声でも会話しながら遊ぶゲームがありますし、そこで出会うということもありえますし、動画とかも含めると数多くのゲームがありますので、もし旧態的なゲームとかSNSとの理解をされている方がいましたら、今は全て混ざっているというような、数年前とはちょっと違うという認識を共有できたらと思っております。ゲームについてもゲーム依存ということもあるんですけども、ある研究者の方が昔のファミコンのようなゲームをやっているという認識でなくて、パチンコをやっているような認識でみた方がいいと言う方もいるんですね。最近のゲームは、例えばたまたまネットのくじのようなもので当たったか、当たらないか、繰り返し繰り返しやりたくなくなってしまうというゲーム依存とかパチンコ依存に近いのではないかと、という方もいるので、単にゲームをやり過ぎているというのとは違う問題になっているというのがあるので、そういう点をできるだけ新しいものとして理解しておくことが重要かなと思っております。質問なのですが、もしご存じ、またはお詳しい方がいたら教えていただきたいのですが、文部科学省が携帯を学校での持ちこみを禁止だったのを見直そうと言う動きが今年に入って出てきて、例えば学校さんの方で何か検討しているとか、市の方で検討していること、又は県と連携でこういうスケジュールで検討していること等があれば教えていただきたいんですけども何かありますでしょうか。

大窪委員

私は今年度、県の方の生徒指導研究委員会の副委員長もやっていて、そちらの研究にSNSも入っていて、全国にアンケートをとっているんですけど、質問のお答えになるかどうかかわからないんですけど、高校レベルで言うと以前はスマホ、ゲーム機は学校の教育に関係のないものとして持ちこまないというルールが主だったんですけども、やはり先程おっしゃったように授業で使うとかいろんなことがあるので、スマホを禁止しているのは少ないんです。高校レベルでいうと。ただ、そこでルールをきちっと作って持ち込ませているので、以前よりもスマホによる指導上の困難さはなくなったというアンケート結果が出ています。禁止してた時の方が、スマホに関する指導が非常に難しかった。許可して授業中は電源を切っておくとか、学校内には持ってくるけれども許可が無い時にはロッカーに入れておくとか、そういうルールを作ることによって、生徒の意識というか、生徒のルールに対する理解度、これはまた別の規範意識というアンケートで出てるんですけど、以前に比べると、今の高校生はルールは守るものだという規範意識がすごく高いので、分かるようにルールを作っていた方がスマホに関しての指導はやり易いという、これで合っているかわからないのですが、

そういうことを今調査しておりまして、アンケートが出ています。よろしければ、必要であれば千葉県生徒指導研究委員会へ言っていただければ全国の校長や生徒のアンケート結果が今年とってありますので、ご提供できるかと思えます。

会長

鳥海さんに対する、意見や質問があつたら是非お願いします。無いようだと、鳥海さんは、これで退席されるので。ないでしょうか。

若松委員(市民委員)

市民委員の若松と申します。鳥海さん、良いお話しありがとうございました。基本的な質問で申し訳ないんですが、パトロールというのはネットを見る訳ですよね、どういうふうにして子供達がこういうのをあげてるっていうのかを探るのかなと思ひまして。

鳥海主幹

ネットパトロールにつきましては、ツイッターとインスタ等について県では実施しています。検索機能モードで、学校ごと、学校名、役所名等含めまして検索ワードで拾い出しまして公開されてる画像または書き込み等確認することができる。非公開いわゆる鍵付といわれるものにつきましては、ネットパトロールで発見することはできません。あくまでも発見された先程の画像等につきましては公開された画像ということで、学校名、誰がのせたのかわかるようにはなっていて、把握したものについて指導を実施させていただいております。

若松委員(市民委員)

はい、ありがとうございました。

会長

質問はいいですか。若松委員追加はいいですか。あの方はいいいですか。無いようでしたら、これで、鳥海さんにはご退席されますので、皆さん、拍手でお送りください。鳥海さん、ありがとうございました。

(拍手)

それでは次に、議題 2「令和元年度版 八千代市青少年対策の概要について」、事務局より説明をお願いいたします。

5. 議題 2 令和元年度版 八千代市青少年対策の概要について

事務局(蔵 教育委員会参事)

それでは、元青少年課(現、生涯学習振興課)の事業を中心に、令和元年度版「青少年対策の概要」の説明をさせていただきます。この概要でございますが、関係各部署の平成 30 年度の実績や報告をもとに、4 月からの所管担当課名でまとめたもの、でございます。

まずは、最後の 51 ページの A3 版のカラー刷り八千代市青少年対策体系図(詳細)をご覧ください。この度の 4 月の組織改正により、「(元) 青少年課」は班体制となり、青少年班として教育委員会 生涯学習振興課に入りましたので、「青少年課」の名称はこの体系図の中でのみ、「前年度担当課」に表記しております。また、市長部局でも課名の変更や業務の所管変更等がありましたので、この体系図の中でのみ表記しております。冊子の中は、すべて新体制の担当課となっております。今回は大変に見にくくなっているかと思われそうですが、ご了承願います。まず、1 ページ「Ⅰ 市勢概要」につきましては、青少年人口の推移等につきまして 3 月末の数値を記載しております。3 ページをお願いします。「Ⅱ 青少年対策の概要」「1. 総合計画における青少年対策」青少年を対象とする事業につきましては、「八千代市第 4 次総合計画 後期基本計画」にそって実施をしております。「(1) 目的」、のところの 3 行目になりますが、八千代市の将来都市像「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」、これを実現するための柱のひとつとして「教育文化都市」をめざし、その中で青少年の健全育成も求められております。そこで、「(2) 方針」、のところの 4 行目になりますが、青少年の健全育成を進める上で重要なこととして、次のページの 4 ページに、これらを体系図にしたものを掲載しております、「1. 青少年健全育成支援体制の整備」、「2. 青少年の自立支援体制の推進」、「3. 青少年健全育成事業の推進」を三つの柱としております。

また、先ほど見ていただいた最後のページ、51 ページに、この体系にそった事業名と担当課を記載しました詳細な一覧につきまして、A3 用紙の体系図の一覧表で入れておりますので、ご参照願います。次に 7 ページをお願いいたします。Ⅲ 青少年対策事業の概要

ここからは、体系図順に元青少年課の事業内容や主な実績につきまして説明させていただきます。「1. 青少年健全育成支援体制の整備」、「(1) 組織体制の充実」として主に、「② ボランティア組織等の充実」の、「ア 青少年相談員活動の推進」として、青少年相談員 110 名が県知事と市長から委嘱されております。30 年度の主な事業は記載のとおりでございます。4 月から新たに、3 年の任期で市内各小学校区より計 110 名が第 20 期青少年相談員として委嘱され活動しています。8 ページをお願いいたします。「イ 青少年指導員活動の推進」は、平成 30 年度は延べ 222 人が活動しました。同じく 4 月から新たに任期満了による委嘱替えで、第 15 期として、市内各地区より計 147 名が市長から委嘱されました。次の「(2) 地域力の強化」の主なものとして、10 ページをご覧ください。「② 青少年育成団体活動事業の支援」といたしましては、「ア 社会教育関係団体の活動の支援」、こちらは、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等の活動に対しましての支援をしております。また、次の「イ 地区青少年健全育成連絡協議会事業の支援」、こちらは市内 10 地区に設置されております、地域住民主体の青少年健全育成を推進するための地区組織でございます。「ウ 少年少女交歓会の支援」、こちらは毎年 4 月に村上緑地公園で開催されており、30 年度で 40 回目になり、548 人の参加がございました。「エ ブロンズ像友好 鉧路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会の支援」、こちらは、隔年開催で行っており、平成 30 年度は 10 月 8 日に八千代市を会場とし、少年野球・少年サッカー・ミニバスケットボールの交歓試合を行い、両市の青少年の交流を促進しました。次に 12 ページ、「(3) 青少年活動の場の提供」「① 青少年育成施設」といたしまして、「ア 「ガキ大将の森キャンプ場」を所管しており、利用状況は表のとおりでございます。次に、17 ページ、2 番目の柱であり

ます「2 青少年の自立支援体制の推進」ですが、「(1) 地域社会活動への参加の促進」の主なものは、「① 成人教育の推進」として、毎年成人式を開催しております。成人式は市民会館で「成人の日」の前日に、式典及び青年たちで結成するプロジェクトチームで企画・運営する記念行事を実施しています。来年（令和2年）は、1月12日（日）に開催いたします。次に26ページをご覧ください。3番目の柱であります「3 青少年健全育成事業の推進」では、青少年が自己目的を実現するために積極的に社会参加し、自立した人として必要な判断力・実行力及び豊かな感性を身につけられるよう、家庭・学校などや地域との連携を図りながら事業の推進につとめます・・・ということで「(1) 社会環境の健全化の推進」の中で、「② 有害環境の浄化活動の推進」、「1) 地域ぐるみボランティア運営会議活動の推進」といたしまして、毎年「青少年非行・被害防止全国強調月間」の7月初旬に駅前街頭で、学校帰りの学生を対象に、薬物乱用防止のティッシュとチラシの配布をして、啓発活動しております。また、10月の「安全で安心なまちづくり旬間」には市内各地域で防犯パトロールの一斉活動を八千代市地区青少年健全育成協議会および教育関係部署と連携を図りながら実施しております。次に31ページの下段をご覧ください。「(2) 青少年による自主活動の推進」の中で、「①「八千代市子ども憲章」の推進」をしております。「子ども憲章」は子どもにとっては目標であり、大人にとっては、子どもを支援し健全育成を推進していく上での指針となるものです。イベント会場に「子ども憲章」を掲示するほか、小学1年生と4年生には憲章カードを配布しました。また、個々の目標を実践した児童・生徒に対しては憲章バッジを平成30年度は10人へ贈っております。「青少年対策の概要」に掲載の（元青少年課の）事業説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会長

ただ今、事務局より「令和元年度版 青少年対策の概要」について説明がありました。それでは、まず委員の方から事前にいただいている質問につきましては、すでに事務局より回答を委員の皆様へ郵送しておると思っております。では、事務局お願いします。

事務局（蕨 教育委員会参事）

8月1日付で郵送させていただきました「青少年問題協議会における事前質問の回答について」をご覧ください。委員の方より事前にいただきました20の質問について、文書にて事前回答させていただきました。以上となります。

会長

それでは、「青少年対策の概要」に関する質問につきましては事前に全ていただいているとのことですので、次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

全委員（若松市民委員以外）

はい。（全員一致）

会長

それでは、「令和元年度版 青少年対策の概要について」につきましては、以上とさせていただきます。それでは次の議事に移らせていただきます。

若松委員（市民委員）

すみません。2番目の議題については、これで終わりということでしょうか。

会長

はい。

若松委員（市民委員）

そうですね。青少年問題協議会なので、私はこのお話がメインだと思ったんですね。今、インターネットに関することもそれはまあ問題なんですけども、ここが一番青少年問題協議会で重要な部分なのでここを話し合いたいが為に私は市民委員に応募したんですが、成人式の方は、ばばっと多数決を採ってしまえば済むようなことかなと思って、事前に皆さん資料は読んできてもらっているのそのくらいでいいと思うんです。私は一番話し合わなければならないのは、2番目の議題、青少年対策についてだと思うんですね。委員の役も皆さんの税金で会議に来ているので意味のあるものにしたいんです。一番、意味のある議題が2番の議題だと思うんです。ここをしっかりと、皆さんで話し合いたいです。質問を書かせていただいたんですけど、これは私が全て書いた質問です。それに対して、答えを頂いたんですけども納得いかない所も多々あるので、それについては是非話し合わないとならないと思うんですね。

会長

では、若松さんは頂いた回答には納得してないということですか。

若松委員（市民委員）

そうですね。昨日もお電話させていただいて私は回答していただいたんですけど。

会長

じゃあ、次の議題にいかないで、その議題に関して話し合いたいですよね。

若松委員（市民委員）

はい。つぎの議題が何時何分から行けばよいのかなんですが、こちらの問題の方がぜんぜん重要なので。今、何も問題でなければ良いと思うんですけど、問題ありありですよ。

会長

それでは、端的に指摘してください。この回答では私は納得できないとか。

若松委員（市民委員）

まず、回答の5ページ・・・。

会長

何問くらいありますか。

若松委員（市民委員）

結構あると思います。一番言いたいのが、事前質問の2番目と3番目について言わせていただいて議題にさせていただきたいかなと思うんですけども。

片寄委員

議長。意見を言わせていただきたいと思います。これ「青少年対策の概要」が大分前に送られてきて、私は拝見して、特にこれに対する疑問とか、議論したい内容はございません。皆さんがどう思うかなんですけども。若松委員がご納得いただけないようでしたら、若松委員と担当課でそこで協議していただければよろしいのではないのでしょうか。毎年のことなんですけれども、特定の方がずっと発言されて議論できないということになっていますので納得できないのであればそうして頂いて、逆に時間が余ったのであればそこでですね議論していただくということで皆さんの意見を聞いて行うということではいかがでしょうか。

会長

若松さん、いかがですか。

若松委員（市民委員）

私は、この問題が一番重要だと思うので、もちろん、私だけが話すんじゃなくて、皆さんに是非ご意見とか、ご質問とか言っていただいて真に議論を進めていきたいなど、それが本当に八千代市の教育の根幹に係ることになることだと思うので。それで、何が問題かという、ひとつだけ言わせていただくと5ページの通報件数が大幅に伸びている所ですよ。何が伸びたかと言ったら窃盗行為、痴漢、不純異性交遊があるわけですね。今、私に子供が4人いるんですけど、育てていて感じるのが、全体の学力も落ちているし、全国的にも言われてますけども、学級崩壊、授業がちゃんと授業にならないということも全国的に増えてるんですね。学力が低下している、全世界的にみると東大でさえ世界ランキングが第50位近くまで落ちているんですね、それで、トヨタでさえ世界ランキングが30何位くらいに落ちているんですね。前は2位くらいだったんですね。ということは教育に問題があって日本全体が地盤沈下しつつあって、だからこれはこのままでいいのか。当然皆さん色々ところで頑張っておっしゃっていただけてますけど、その中でどんどん下がりつつあるという現状があるところを何とかするのが、私達大人の責任だし使命だと思うんですね。それをどうするかっていうのを一番話し合わなくちゃいけないところだと思うんですね。

会長

若松さんの思いも分かるんですけども、皆さんの方から質疑がない、またあったとしても納得されている部分があって発言されていないんだと思いますので、この若松委員の回答に対して納得できないことを、この場で議論するのではなくて、執行部というか担当課と、とことん時間をかけて納得された方がよいと思います。

若松委員（市民委員）

担当課と私だけの話となってしまうと、そこで否定されて終わってしまうと、皆さんどうですかという感じで問題協議会の責任において委員で話し合わなければならない所だと思うんですね。

会長

若松さんは、委員の皆さんに質問をぶつけるわけではないですよ。担当課も含めてなんですけど、もしも質問が生涯学習に関してであった場合には教育委員会含めて、納得するまで執行部と協議していたらということをお願いしている。よろしいでしょうか。

若松委員（市民委員）

では、皆さんはこの問題はこれで終わって、次の成人式の議題でいいってということかどうか、それともここはもう少し話しておきたいと言う方がいるかどうかだと思います。

横地委員

はい、本日の次第を家で見まして、私はですね、私は3番の議題の「成人式対象年齢について」を話し合うことが一番時間を必要とする議題だなと思ってここにまいりました。

会長

さまざまな意見があって分かれているようですので、今、横地委員、片寄委員の意見を含めてですね、次の議題を優先させていただきます。一応、議題の終わりは12時の予定・・・。

若松委員（市民委員）

他の委員の皆さまもそうですか。

全委員(若松市民委員以外)

はい。異議ありません。異議なし。(全員一致)

会長

時間が余ったら、次の議題で納得するまで議論していただければと思います。それでは、議題の3番「成年年齢引下げに伴う成人式対象年齢について」事務局より提案理由を含め説明をお願いいたします。

6. 議題3 成年年齢引下げに伴う成人式対象年齢について

事務局（蕨 教育委員会参事）

それでは、「議題3」の前に簡単に「成年年齢引下げに伴う年齢要件の変更」の説明と議題として挙げた理由を説明させていただきます。国の連絡会議の資料の「資料1-2」の「成年年齢引下げに伴う年齢要件の変更について」をご覧ください。皆様もご承知のように、平成30年6月に民法の一部を改正する法律が成立し、現在20歳と定められている成年年齢を18歳に引き下げるという改正がされたところでございます。その内容といたしましては、成年年齢、具体的には、一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢と、この二つの意味があり、これをいずれも20歳から18歳に引下げています。また、婚姻年齢で女性の婚姻開始年齢の引上げも内容とされております。改正の背景としては、少子高齢化が急速に進む中、若い人に早い段階から社会で活躍してもらい、それによって社会を活力あるものにしていこうということがあり、先立って平成27年6月には公職選挙法の改正が行われ、選挙権年齢が18歳に引き下げられております。民法の一部を改正する法律の施行時期は令和4年4月1日からとされており、現時点からは約2年8か月後となります。皆様にも参考に送付させていただきましたが、現在、国も施行に向けパンフレット等で周知を行い準備をしております。改正内容等の詳細については、法務省の「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議 成人式の時期や在り方等に関する分科会」の資料を一部抜粋して、お手元の資料として事前に配布させていただきました。今回、皆様にお諮り願いたいのは、令和4年度からの八千代市の成人式の時期や在り方等について、八千代市青少年問題協議会のご意見を伺いたいと思います。令和4年4月1日に20歳から18歳に成年年齢が引下げられますと、成年対象年齢が18歳・19歳・20歳の3学年代となります。昨年5月、国会で「成人式は従来どおり20歳ということでのよいのか」という質疑に対して、「成人式の実施については、法律で定められているわけではなく、現在、各地方公共団体の判断で行われているものである。そのため、成年年齢が引下げられた後に20歳の者を対象として成人式を行うことが否定されるものではないと考えられる」と法務大臣は答弁しています。また、昨年6月に「成人式の時期や在り方等については、法律案成立後に「成年年齢の引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において検討課題として取り上げるとし、政府としては、今後、関係者との意見交換等を通じて、令和元年度末までに関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめた上で、令和2年度以降できる限り速やかに、各自治体に対して適切に情報発信し、各自治体はその実情に応じた対応をすることができるよう取組んでまいりたい。」とも答弁しております。今年の2月に、船橋市庁舎にて、船橋市、千葉市、市川市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、八千代市の8市で「成人式情報交換会」が行われました。市によっては、前年中に令和4年度対象成人・保護者等に対しアンケート完了済み、これから検討する等、進捗状況はさまざまでしたが、自治体により対応が異なると混乱するため、各市とも近隣市で対象年齢や公表の時期を合わせたいとの意見でした。新聞報道でご存じの方もいらっしゃると思いますが、現在、千葉県内では今年4月に松戸市、6月に香取市が成人式の20歳開催を公表いたしました。参考までにですが、国の6月27日の成人式の時期や在り方等に関する分科会時

の資料の中での、「成年年齢引下げ後の成人式の実施に関する自治体向け調査結果」では、令和4年度以降の成人式対象年齢について、すでに方針を決定している自治体は全体の6.5パーセントで、また、成人式の実施時期について、すでに方針を決定している自治体は全体の9.1パーセントでございます。今年の6月には、「やっちご意見箱」で、市内の成年年齢引下げにかかる対象のお子様を持つ保護者から、「18歳は大学受験、インフルエンザ流行で成人式参加は不可能」とのこと。「20歳の集い」としてほしい、また「着物や美容の業界の方も困っている」とのご意見もあり、八千代市といたしましても、早急に決定したいと考えております。八千代市では、成年年齢引下げに関しての、アンケート調査は行っておりません。参考資料として、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議成人式の時期や在り方等に関する分科会」での資料ですが、世論・意識調査や全国高等学校PTA連合会アンケート結果を配付いたしました。令和4年度からの八千代市の成人式開催時期・対象年齢、併せて、主催者、式典の名称について、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

会長

はい、ただいま執行部の方から提案理由があり、その説明の中にもありましたが、令和4年度まで、また決定している自治体が全体の6パーセントちょっとしかない。ただし自治体によって年齢がまちまちでは困るということで、なるべく8市含めて足並みを揃えたいということなので、まずは皆様に意見を言っていただいて、その意見を参考に限られた期間の中で執行部の方に年齢とかを決めてもらうことになると思いますので、まず貴重なご意見として皆さんから忌憚のない意見をお聞きたいと思っておりますので、挙手をもって、ご発言願えればと思います。

若松委員(市民委員)

資料は一通り全部拝見はしてから来たんですけれども、いままでどおり20歳になったら成人式を開催すればよいと思います。ここでしたら環境もいいですし、これで見たら大体みんな1月でやっているの、あまり雪となると大変かもしれないんですけど、その時期は外してもいいかもしれないんですけど、例年通り20歳になってその年のはじめのお正月がいいと思います。(国の資料から)18歳になって変わるものというので、なにか養育費が打ち切られないのは20歳までなんですけど、重要な契約、消費の契約とかは18歳でできるというところはおかしい気がするんですね。養育費として税金で20歳まで補てんするのに、18歳で大きな買い物を出来てしまうというのは、ちょっと、国に対してなんですけどおかしいと思いますね。今の子どもは18歳からそういう意識を植え付けるのは良いんですけど、そこでわーとお祭り騒ぎになってもなんなので、今まで通り20歳でちゃんと国を支える一員ということで成人式をするのがいいと思います。

会長

いままでどおり20歳でいいんじゃないかといったご意見だったんですけど、若松委員、名称も「成人式」でいいですか。成人が18歳に引き下げられるんですけど、名称は。

若松委員(市民委員)

はい、「成人式」で、いいと思います。

会長

本当は18歳が成人なんだけど、20歳で「成人式」っていう、名称はそのままということですね。どうでしょう、皆さん。他には、どんなご意見でも構いませんので。

横地委員

たまたまなんですけど、私の仕事が貸衣装屋さんで、振袖だけに特化しただけでなく、冠婚葬祭すべての貸衣装屋さんなんですけれども、やはり成人式のお子さんとか親御さんが借りに来られるんですが、18歳ですと高校進学率が90何パーセントあって、ほとんどのお子さんが高校生で、一円の税金も払っていない、まだ納税者ではないし、アルバイトをしているけども、働いてはいないということで、うちに来るお子さん達で女の子なんか特になんてですが、自分で働いたお金で用意をするんですね。例えば、グループで来られてちょっとトップの強面なお兄ちゃんとかもいるんですけれども、グループで揃えて染めた旗を作って、そういうのを全部自分達で段取りをして、成人式にその旗を持って行って、会場で写真撮って、ほら、おばちゃん見てって後で持ってくるような、そういうことがきっちりトップを取れる男の子はたぶん将来的には自営業の社長にとかになるのかなっていう立派なお子さん達なんです。自分で働いたお金で用意するっていうお子さん達がたくさんいるので、女の子は結構親がかりの子も多いんですけれども、それでもやっぱり自分のお財布から払って、頭に付ける花の髪飾りを買うとか、この花を買っちゃうと足袋が買えなくなっちゃうとか、自分でぎりぎりのお金を払ってやるお子さんがいるんですね。ここにいるお子さん達はみんな、親のお金でやっている裕福なお子さんばかり見てると思うんですが、うちのお店に来るお子さん達は結構、自分のちょっとしか働いてないからたくさんお金もらえるわけではないと思うんですし、まだ20歳前の子なんで好きな物欲しいだろうし、その中の自分で働いたお金で支度をするっていう、そこがすごい偉いっていう所だと思うので、やはり18歳にすべきではないかと、やはり自分で働いて、税金も払って、そこで自分のお金で借りに行って、もちろん大学生にしても、大学受験の前ですすがに式には行かれないので、さすがに親はうんとは言えないので、やはり20歳になって、まあ、短大は卒業なので、そのまま、卒業式の袴とかもありますけれども、私は20歳で良いと思います。

会長

さっき、若松委員にも聞いたんですけど、名称はどうですか。

横地委員

名称は。これ未成年って言われちゃうんですよ、18歳以下は未成年ですよ。18歳から20歳は未成年って言われないうことですよね。これって、悪い事したらみんな出ますか。少年法も変わるということですか。名前がちゃうんですね、18歳から。そしたら、他の

市町村で使われている「成人の集い」とか「20歳のつどい」とかですかね。

会長

「成人の集い」とか「20歳のつどい」とかですね。まあ、名称は「成人式」にはこだわらないけど、20歳でやるべきだという意見ですね。

横地委員

例えば、佐倉市にしても八千代市にしてもそうですけど、皆さん幹事になった人達が、式が終わったらすぐに帰ってから、ウィッシュトンホテルとかで同窓会をやるんです。18歳じゃ、お酒は無理な話ですので、飲んじゃダメと言っても飲んでしまうので、やはり飲酒年齢は20歳からですので、やはり、20歳が良いと思います。この辺りだと、ウィッシュトンホテル1箇所なんですよ。

大窪委員

本当にそうですね。それ大事な話ですね。18歳だと指導しなきゃいけなくなってしまう。

会長

他にご意見どうでしょうか。

保坂委員

申し訳ありません。間もなく退席しなくてはいけないので、別な会議が午後からありますので。二つの視点があると思うんです。一つは今回の法改正で法令上の成人とはどう扱うかという視点がひとつ、これは当然結論が出ていて18歳ということになりました。もう一つ、これはいわゆる大人とはどういうを大人というのかと。じゃあ18歳になってすぐに大人なのか、20歳になったら大人なのか、そういったところをつぶさに考えなきゃならない気があるんだろうと思っている訳です。これは私だけがそう感じているのかもしれませんが、例えば結婚年齢がどんどんどんどん上がっていると、うちの子もそうなんですけど、30歳過ぎてなかなか結婚しないというようなこととか、もっと言うとなかなか定職に就かないとか、ずっーとまた今後高学歴化していつまで経っても結局扶養しているのは親だというようなことで、むしろ逆行している傾向もあるということも考えられる。そうやって考えるとですね、法令でそうなったから20歳ということで、自覚させなければいけないというのもあるかと思いますが、そのことにこだわるのではなく、やはり20歳になって、じゃあ皆さんそれぞれ自覚も高まってきたと思うのでお祝いをしましょうと言う趣旨で、八千代市はというスタンスで私はよろしいのかなと思っています。名称については、別にこだわるわけではないですが、いままでどおり成人、私も成人ですので、もう60歳になりますけど私も成人ですので、年齢が18歳、20歳で成人というんではないと思いますので、「成人式」ということで私は構わないと思います。すみません。皆さんの意見をお聞きしてからお答えしたかったんですが、これで退席させていただきますので。以上です。

会長

あとはいかがでしょうか。意見が同じなんであえて挙手しないと言う方もいらっしゃると思いますが、18歳が成人になんだけれども、何年か経って20歳で成人式というご意見が多かったのですが。同じ意見の方は繰り返す必要はないと思います。違う視点からの話があったら、執行部も参考になると思いますので、いろんな考え方あると思うんです。私の方から、質問を交えてちょっと伺いたいんですけど、先程、18歳で成人式を1月にやりますよとなった場合ですね、大学受験する子は、まず、成人式なんか基本的に出れないと思うんですけど、高校の指導者としてどうお考えですか。

大窪委員

同じ意見は話さないようにとのことだったの発言しなかったのですが、まさにその部門で私は八千代西高校なので、成人式が1月の1・2週目に行われることに関して、出席することはそんなに難しいことではないと思うんですけど、逆に八千代高校さんの場合だと、ほとんどの生徒さんが進学するので出席できないかなと思います。ですからもし18歳で成人式ということであれば、高校側としては春休みにやって欲しいとか、夏休みだと今度は着物が着たい子が着られなくなりますので、やはり3月の卒業式後にやって頂けると、制服じゃなくて着物を着ることもできるかと思ったり、変な話ですが、私「青少年対策の概要」の17ページの出席率を見て寂しいなと思ったんです。28年度には68.3%だったんですが、もしかしたらもっと前は8割か9割あったんだと思うんですが、現状63.3%まで下がって来て成人の式という事自体の対象になっている人達の参加する意義とかが薄れてきているということをよく聞いていたものですから、もし18歳でやるならば、参加率については我々も協力することによって上がるんじゃないかなと思います。ただし、先程も出ましたが、お酒の問題ですとか、やはりお酒飲んで写真撮ったりしてたら、私達は指導とかしなくてはならなくなりますし、成人式という日にちを重要視するのであれば学校としてはそこでやると参加出来ない生徒が増えて不公平感があるので、今までどおりでいいのが妥協案と言うわけではありませんがこれまでどおりでいいので黙っておりました。

会長

今のをちょっと発言を整理したいんですけど、大窪先生は基本的には今までどおり成人式は1月で、ただ、もしも18歳でやるとすれば大学受験を控えている可能性があるので春休みにするという案も、時期をずらせばというのも案の一つかなと。

大窪委員

その場合考えられる可能性として、出席率が上がるんじゃないかなと言う点があるということであれば、そこのところがいいかなと。

会長

いま、ちょっと出席率という話があったんですけど、私も疑問に思っていることがひとつあって、議員時代、市長時代成人式出るんですけど、会場に入っている子はいるんですけど、

あとずっと外にいる子がいるけど、あれは参加者としてカウントされているの。あれはカウントしてないですか。

事務局(吉野主事)

生涯学習振興課の吉野と申します。私、去年の青少年課で成人式を担当したのですが、参加人数のカウントといたしましては、毎年、新成人対象の方に案内状をお送りして、その案内状をお持ちになって、会場の受付を通ってもらいます。その会場の受付で案内状を受付の方に渡すんですけども、回収した葉書の枚数でカウントしていますので、外にいる方、一回戻って外に出た方についてはカウントしているんですけども、全く入らないで外のロータリーにずっと留まっている方についてはカウントできていないという状態です。

会長

では、最後に確認なんですけど、案内状を持って外に出ちゃう子と、最初から持ってこなくて外に出ちゃう子と、区別はできるかは無理ですね。

事務局(吉野主事)

そうですね、案内状は受付を通る時に担当者に渡すんですけど、会場に入る時に、案内状のない方についても受付では処理はしていますので、そこについてはカウントしています。

会長

想定している、発表している出席率よりは、実質来ていると多いと考えた方がいいんですね。

事務局(吉野主事)

そうですね。

会長

今、高校の先生からもいろんな提案がありましたので、参考にさせていただくということになると思います。あとこんな考え方ってどうですかとかありましたら、お聞かせいただけたらと思います。

横地委員

18歳の時の問題点、平成4年度の最大の問題点はその年は3学年同時にやらなくてはいけないという問題点なんです。18歳、19歳、20歳の子を一遍にやらないといけなくなっちゃう。やるとしたらですが。

会長

やるとしたら、3学年分やらなきゃいけなくなっちゃう。次からは18歳だけでずっといけるということですよ。

大窪委員

まあやるとしたらですね。3日間に分けてとか、1週間ごととか。本質的には別の議論ですね。18歳がいいとなれば、そうですが、それは方法論で考えなきゃいけないかと。ただここで話し合わなきゃいけないのは、18歳でやるのか、20歳でやるのかということを議論する場だと思うんですね。

会長

はい、どうぞ。

大澤委員（校長会代理）

八千代市の義務教育の方ですね。今日は代理で来させて頂いております。先程のお話の中で成人式の参加率が低下してきているというような問題があるというようなことがありましたけれども、事前に頂いたこの(国の資料の)成人式に関するアンケートで、高等学校PTA連合会の中の2ページで、「成人式にはどのような意識があると思いますか」ということで、大きい割合で「人生の節目として、将来について考える機会になる」また「大人になった自覚を促す」ということが高かったんですが、長い人生の中で節目の一つ作るというのは、大切なことなのかなと思うんですね。18歳という歳、法令上では成人として認められる歳ですけども、現代の日本において18歳という歳は非常に当人達にとっては、まだ複雑な自分のこれからの人生の進路を考えるということで、非常にまだ過渡期、まっ最中な時なのかなと、ひとつの節目として将来についてひとつ考えるこうきっかけとなるような、なかなかそのような状況には、すみません、高等学校では勤めてないのでわからないんですけども、なかなか難しい問題なのかなとも思うんですね。この20歳という歳を、ひとつの若者に将来のことについて、また八千代で行うこの式典として、八千代の将来の納税者として、また八千代市を将来背負ってってもらう存在として考えてもらいたいというような、式典の意義を大切にしてください、八千代市としてはこういう式典にするから、是非20歳の節目の若者に参加してもらいたいというような式典にさせていただけるとありがたいなあとと思います。中学校を基盤に子供達は成人式に参加する子ども達は非常にですね、同窓会のような形で久しぶりに会って、今どうしているんだとか、懐かしい形で集まってくる姿が非常に微笑ましいというか、いいなあとと思って、毎年みていたんですけども、いずれ、意義付けをやはり八千代で育つ若者にとって何か意義のあるものにしていただければ、私は20歳が良いかなというふうに思います。

会長

はい、他にどうでしょうか。はい、どうぞ。

片寄委員

片寄でございますが、同じような意見になりますけれども、私も20歳が良いかと思ってます。それと名称についてはもうちょい考えた方がいいかなという所なんですけども、な

ぜならば誰のためにやるのかという、成人は18歳ですけれども、彼ら彼女達が参加し易い時期というやはり18歳じゃなくて、20歳なんだろうなというふうに。ただ成人式とするとセレモニーになりますので、先程大澤校長先生が仰っていたような内容でもう少し考えなおした方がいいかなと思うんですね。ただし、式典というよりは、つどいなのか何なのか、もう少し名称を変えて、お祝いするというのは18歳なんでしょうから、2年間成人をやってみてこれから本当に八千代のために日本のために、国際社会で活躍してくださいねというふうに続けて励ましてあげることで、彼らのモチベーションをあげてあげるという位置付けにするといいのかなというふうにと思います。

金子委員

これは個人的な話で恐縮なのですが、私も子供が4人おりましたですね、長女が成人式をもう済ませておるんですけども、実は先程参加率というお話しがあったので、ちょっと考えていたんですけども、(横地委員の)ご商売とは話が反対になってしまうのですが、私の娘は「振袖にけるお金があるのであればいいスーツを買ってほしい」と言うことで、スーツを買ってそのスーツで出席したという、ちょっと変わった経緯がございまして、友達の話で、聞くと振袖を着るお金がないから参加できないというお友達がいたやに聞いておりました、そもそも成人式っていうものの主旨がちょっとなんか揺らいでいるのかなという気が個人的にはしております、何を申したいかと言いますと、かつて20歳はもうしっかりと家庭を持って働いている年代だった時代にそもそも設定されているように記憶しております。今、20歳は半分ぐらいの人達が学生でいるという時代、先程もお話しであったように、就労していない人達であったりというようなことを鑑みますと、やはりかつて昔の話に戻るわけはありませんが、もしかしたら成人式っていう主旨自身が変わりつつあるのかなという気がいたしまして、そういう意味では、「成人式」という名称よりもやはり「20歳のつどい」とか、実際の法令の成人は年齢18歳ということでありましたけど、実際に社会に出るのは、22歳あるいは24歳、大学院を出てから、また、仕事が決まるのは30歳になってからというような社会の流れを鑑みますと、その「成人式」ということではなく、20歳で人生を考えなおす、そんなような集まりとするために、そうすると主旨としてはボケるのかもしれませんが、「20歳のつどい」というような名称にした上で、20歳を区切りとした集まりを八千代市で開催するという方向性がおそらく多くの時流の流れに合っているのではないかという気がします。

会長

たしかに年齢を考えるっていうと併せて、その式典の意味っていうか、ちょっと本来の元の意味に戻そうよという議論が良いような気がしますね。

金子委員

そういう主旨を大切にしていきたいということです。

会長

18周年記念ってあんまりやらないですよ。10, 20周年記念はよくありますけど。年齢の節目ということで、年齢は20歳がいいんじゃないかと。あと、同じ意見でも結構ですからどうですか。私はこんな強い思いがあるとか、こうしたらいいと思うとか。あんまり言うと言にくいかな。司会者しゃべり過ぎてますね。はい、どうぞ。

若松委員(市民委員)

皆さん20歳ということで賛成だと思うんですけど、大澤委員が仰ったように、成人式というものの意味もあって、その成人式をするっていうことに意義があると思うんですけど。時流の流れもあるんですけど、ではそこに何の意味を持たせるか、これからこの子達にどうなってどうしてもらいたいかっていうことを考えると、やはり20歳の節目で、今まで皆さんの恩恵にあずかってすくすく大きくなりました、これからは今度は社会に自分達が尽くす、貢献できる人間になりますよというような意味があると思うんですけど。そういう自覚を得るための成人式っていうちゃんとしたものがあったもいいかなって思うんですけど。割ときちんとしたものが無くなりつつあるので、時流を踏まえているからこそ、そこでちゃんと成人式っていう意味を持たせてやるっていうのがいいと思います。大澤先生が言ったような意義、成人式をやって自覚を持たせるような式を子供達で考えるなかでも、大人も合わせて皆で作るということでもいいかと思うんですけど、名称は成人式でいいと思います。

会長

18歳で成人するんだけど、19歳、20歳と成人やってみて、成人としての自覚が現れた、だから「成人式」という名称にはこだわりたいという意見でよろしいですか。

若松委員(市民委員)

はい。

会長

他にいかがですか。まだ、12時までは10分ちょっとありますが。そろそろ出尽くしましたかね。

金子委員

なんども蒸し返すようですけども、名称って確かに大事なので、これはやはり主催するプロジェクトチーム、おそらく、18歳から20歳のメンバーが自分達がこれからどうなっていくのか、もう20歳になってますから、その当時は成人年齢は過ぎたメンバーがプロジェクトチームになる、やっていくと言う訳になっていくんですよ、そうするとこれから18歳で成人になって、2年間実際に成人として生きてみて、さあ自分も2年間を振り返って、やっぱりそこで「成人式」というのか、あるいはまた別な名前にするのかというのは、私はそのプロジェクトメンバー、あるいは実際に企画、運営する側が主体的に考えていく。そのためにもししたら毎年名前が変わるという事もあり得るという可能性もあるかも

れませんけれども、私はそういうふうにして、それが一生「成人式」、「成人式」としようというのでも好ましいと思いますし、「いや、俺たちの時はそうじゃないよね」というような意見がもしかしたら出てくる可能性もあるのかなと、もちろん気持ちとしては「成人式」なんですけれども、プロジェクトチームがその都度決めていくという考え方も有るような気がいたします。

会長

はい、先生お願いします。

若松委員(体育協会)

私、この次第いただいて考えたんですけれども、八千代市では、「子どもサミット」、これは「青少年対策の概要」にもありましたが、地域の方々とこれからの社会のあり方について、中学生、小学生とで考えていくという機会ですけれども、考え方のなかのひとつにいられたいただきたいのが、この「子どもサミット」のメンバーがですね、5年後、どんな社会貢献について、どんな考え方をしているのか、それを聞きたいなという気持ちがあります。せっかくそういう良い組立もありますから、そんな組織も成人式のプロジェクトの企画の中に入れていただければ面白くなるのかなと思います。以上です。

会長

今のはただ起点で終わるんじゃなくて、その「子どもサミット」に出ているような中学生、子どもたちの何か発表の場をつくれるような式典にしたらどうかということですか。

若松委員(体育協会)

いろんな開催の方法もありますが、例えば、1箇所にみんなが集まってやるのがいいのかなと、中学校区ごとにやってみるとか、そんなものも必要かなと。

会長

この機会に成人式のあり方を見直してもいいんじゃないかということですかね。

大窪委員

おもしろいですね。本来の意義がちょっと違って来るんですから、だったらそういう行動自体も考えてもいいですよ。

会長

これは事務局に確認なんですけど、近隣8市で足並み揃えましょうねという話は、年齢だけだね。その式としての意味とかは、こうあるべきだというのは、全部の市で、横並びでやらなくてもいいということですかね。年齢だけですよね、ある市が20歳、ある市が18歳だとまずいからということですよ。ですから、そんなユニークな成人式の開催もこれから議論していくことが可能だと思います。だいたいよろしいでしょうか。最後にこれだけ言っ

ておきたいとかないですか。「最後にこれだけは」のは、若松先生の思いということで、議論を閉じさせていただきます。皆様、貴重なご意見をありがとうございました。事務局は本日の貴重な意見を参考にし、近隣他市との足並みもあるでしょうから、八千代市の成人式対象年齢等を決定してください。それでは、長時間にわたって、ご審議いただきましたが、これで「令和元年度八千代市青少年問題協議会」を閉会させていただきますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。